

【よくある質問】地域貢献精通型指名競争入札制度 Q&A

Q1：会社事務所が移転になった場合はどうなりますか？

A1：「入札参加資格申請」に対しての内容変更を届け出する「変更届出書」等を速やかに提出してください。同一年度において移転先が移転前の中学校区と同じである場合は、点数は変更になりませんが、移転先が移転前の中学校区と異なる場合は、評価点が変わる場合があります。

Q2：年度内に現在の中学校区における会社事務所の所在期間が10年以上(または5年以上)になった場合はどうなりますか？

A2：地域貢献精通型指名競争入札制度の試行を翌年度以降継続していく場合は、毎年の入札参加資格審査申請の時期とあわせ、会社事務所所在期間の審査をします。評価点について、年度内は加点されませんが、翌年度より加点となります。

Q3：今までは八尾市と防災に関する協定等を結んでいなかったが、八尾市と防災に関する協定等を結んだ場合、どうなりますか？

A3：地域貢献精通型指名競争入札制度の試行を翌年度以降継続していく場合は、毎年の入札参加資格審査申請の時期のみ、変更状況の申請について受付し審査をします。評価点について、年度内は加点されませんが、翌年度より加点となります。なお、八尾市以外の防災に関する協定等のみを締結されても、加点の対象とはなりません。

Q4：今までは建設機械を保有していなかったが、建設機械を保有した場合、どうなりますか？

A4：地域貢献精通型指名競争入札制度の試行を翌年度以降継続していく場合は、毎年の入札参加資格審査申請の時期のみ、変更状況の申請について受付し審査をします。建設機械保有状況を確認するものとして、最新の経営事項審査結果通知書の審査基準日と同様のもので、経営事項審査時に提出した建設機械の保有状況一覧表の写しが必要です。評価点について、年度内は加点されませんが、翌年度より加点となります。

Q5：評価項目の変更以外に評価点が変わる場合がありますか？

A5：風水害及び緊急対応が必要な際に協力要請をしようとした時、連絡がつかない状況が頻繁にある等、提出された資料と事実関係が異なる場合は減点の対象となります。また、試行の結果により、制度を一部改正する場合がありますので、その際には評価点が変わる場合があります。